

基本契約書（第1回変更版）変更対比表

No	対象箇所	変更後	当初
1	P4 第10条 2 (5)	対 <u>抗</u> 要件を具備するために必要な措置	対 <u>抗</u> 要件を具備するために必要な措置
2	P6 第16条 3 (6)	本事業に関連する工事 <u>を受注する第三者</u> に対して開示するとき	本事業に関連する工事 <u>の受注者</u> に対して開示するとき